

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第16号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月8日 16時40分ごろ	
発生場所	佐賀県伊万里市伊万里港 伊万里港釘島防波堤灯台から真方位347° 0.8海里付近 (概位 北緯33° 19.8′ 東経129° 49.9′)	
事故等調査の経過	平成23年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{しんせい} 新星丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	134733、株式会社新光海運	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底及びプロペラ擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約2.1m、船尾約4.0mの喫水で伊万里港内の造船所岸壁から離岸作業中、平成22年11月8日16時40分ごろ、西からの強風に圧流されて船尾船底が浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約12m/s 海象：潮汐 低潮時、波高 約1.5m	
その他の事項	船長は、年に約4回造船所岸壁に離着岸しており、海図で付近の水深や浅所の存在を確認していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、伊万里港の岸壁で離岸作業中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったことから、西からの風に圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、伊万里港の岸壁で離岸作業中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったため、西からの風に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	